



大蔵省印刷局発行

明治二十五年三月二十日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

○農林水産省令第八号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)
第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規
則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二年三月三十日

農林水産大臣 山本 富雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「新千歳空港」の下に、「仙台空港」を加え、同条第二項中「第二号に掲げる港」の下に、「携帯する植物については第三号に掲げる飛行場」を、「法第六条第二項の港」の下に、「及び飛行場」を加え、同項第二号中「山口港」の下に、「宇部港」を加え、同項に次の一号を加える。

三 岡山空港、大分空港

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定は、平成二年四月六日から施行する。